

余裕期間制度の試行について(令和5年度より一部変更)

太田市では、令和2年8月より、工事の発注・施工時期の平準化、労働者の確保や建設資材の準備期間の確保、技術者の配置の平準化などを図るため、工事着手前に、労働者の確保や建設資材の調達を行うことができる「余裕期間制度」を設定した工事を試行しています。

令和5年度より、従来の「任意着手方式」に加え、「発注者指定方式」を追加した上で、余裕期間制度の試行を継続します。

1 「余裕期間」について

太田市では、余裕期間を契約締結日から実工期の30%を超えず、かつ、最大60日を超えない範囲で設定します。

2 「対象工事」について

入札公告等を行う年度内に全体工期を確保でき（継続費若しくは債務負担行為が設定されている場合、又は、予算が繰越された場合は、この限りでない。）、余裕期間を設定したことにより全体事業計画に影響を及ぼさない工事であることなどの諸事情を工事担当課が総合的に判断し、入札審査委員会で認められた工事とします。

3 「余裕期間制度の方式」について

①任意着手方式

発注者が示した工事開始日期限までの間に受注者が工事開始日を設定する方式

②発注者指定方式（試行拡大）

余裕期間内で工事開始日を発注者があらかじめ指定する方式

4 制度の運用について

(1) 余裕期間の設定

余裕期間設定工事であること及び工事開始日又は工事開始日期限は、工事ごとに特記仕様書及び入札公告等に記載します。

(2) 余裕期間の利用（任意着手方式の場合）

① 落札者は契約締結前に、工事開始日通知書を契約検査課に提出してください。

② 工事開始日は、休日（「太田市の休日定める条例」（条例第2号）第1条第1項に規定する休日をいう。）に設定することができません。

(3) 工事費の積算

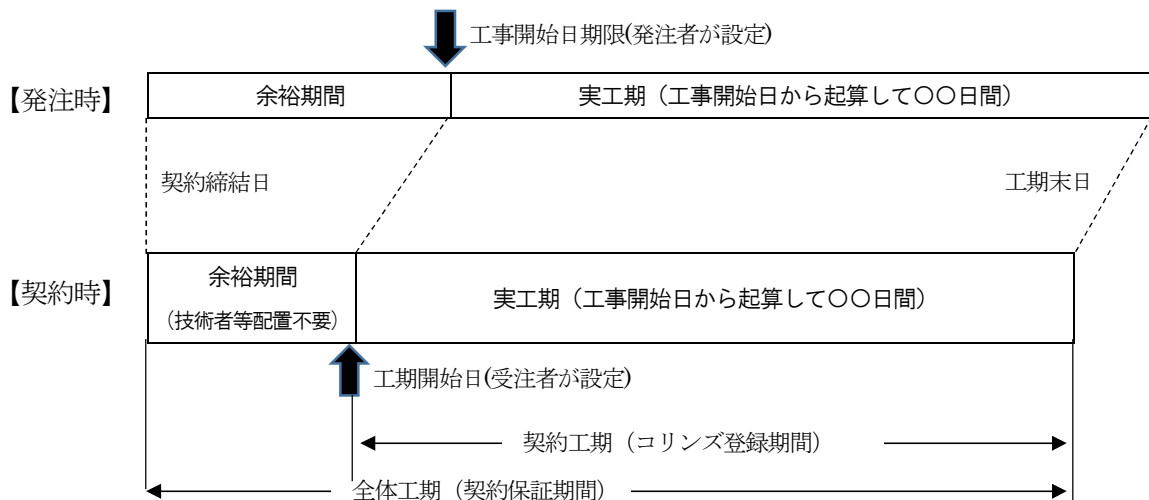
工事費の積算は、任意着手方式の場合、契約締結後直ちに着手する工期を基準とした積算方法により行い、余裕期間の設定に伴う積算上の割増は行いません。発注者指定方式の場合は、発注者が指定する工期での積算を行います。

(4) 契約書類等

① 任意着手方式の場合の、工事請負契約書に記載する工期の開始日は、工事開始日通知書による工事開始日とし、工期の終期は、工事の始期に発注者が指定する工事日数を加えた末日とします。発注者指定方式の場合は、公告等に記載されたあらかじめ指定した工期とします。

- ② コリズ、工程表に記載する工期は、契約工期（工事開始日から工期末日まで）とします。
 - ③ 契約保証期間は、全体工期（契約締結日から工期末日まで）を含むものとします。
 - ④ 契約約款第36条の規定にかかわらず、前払金は、工事開始日まで請求できません。
- (5) 経費の負担
 余裕期間の設定により増加する経費は、受注者の負担となります。
- (6) 技術者等の配置について
- ① 余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者及び現場代理人の配置は必要ありません。
 - ② 落札候補者は、事後審査時に「配置予定技術者確認申請書一式」により、配置予定者技術者を通知してください。
 - ③ 工事開始日前に、配置予定であった技術者等を変更する場合は、変更後の「配置予定技術者確認申請書一式」を契約検査課に申請してください。変更の可否を確認します。なお、工事開始日以降の技術者の変更は認められません。
- (7) 余裕期間内の取扱い
- ① 当該工事現場の管理は、発注者の責任において行います。
 - ② 測量、資材の搬入、仮設物の設置等の準備工事を含め、工事の着手はできません。なお、現場に搬入しない建設資材の調達、労働力の確保等の工事のための準備については、受注者の責により行うことができます。

余裕期間制度（任意着手方式）イメージ図



余裕期間制度（発注者指定方式）イメージ図

